

報道関係各位

**子育て中も安心して働ける職場環境へ！**  
**育児時短勤務の取得期間を小学校入学→卒業までに延長します。**

京都生活協同組合では、改正育児・介護休業法で求められる対応への育児規定の改定と合わせ、同居する子どもを育てる職員が取得可能な育児時短勤務の期間を、子どもが小学校を卒業するまでに延長することといたしました。

※改正育児・介護休業法で求められる「出生時育児休業（産後パパ育休）」「育児休業の分割取得」「育児休業開始日の柔軟化」へも同時対応いたします。

**■ 育児時短制度とは**

本人申請のもと、育児のために一定の期間について就業時間を短縮し働くことができる制度。期間中は反復した取得を認めており、子の傷病、看護対応時なども取得が可能。

改定のポイント

**取得期間      小学校入学まで    →    小学校卒業まで**

これまで働きやすい職場を目指し子育てに関する福利厚生は基準値よりも高く設定しておりました。育児時短制度も当初より小学校入学までの期間取得を可能としておりましたが、小学校に通う子の長期の傷病や看護が必要となった場合、一定期間時短を取得できる制度があることで、職員が子どもとの時間を大切にしながら、安心して働き続けることができる職場環境づくりを進めることができるため、今回の制度改定を行うことといたしました。

私たちは「新たな希望をつくる」をビジョンに掲げ、多様性を認め合う活力ある組織づくりを目指し職員が安心して働き続けられる職場環境づくりに取り組んでいます。今後も男女問わず子育てしやすい環境が社会全体に広がるよう、ご取材のほどよろしくお願いいたします。

**参考：育児時短取得者と男性育児休業者の推移**

年度内取得者数

	子どもが誕生した職員数	育児時短取得者	男性育児休業取得率
2019年度	10人	7人	29%
2020年度	9人	6人	33%
2021年度	8人	11人	75%

**【ご取材、新聞掲載に関するお問い合わせ窓口】**

京都生活協同組合 政策企画部 広報

担当：喜多 麻由

TEL：075-681-1415      E-mail：[kita-mayu@kyoto.co-op.jp](mailto:kita-mayu@kyoto.co-op.jp)

WEB：<https://www.kyoto.coop/>

組織プロフィール

